

令和3年度
伊勢市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

令和4年8月
伊 勢 市

1 はじめに

この実施報告書は、伊勢市男女共同参画推進条例第 15 条の規定に基づき、令和 3 年度に実施した施策等の状況についてとりまとめたものです。

伊勢市男女共同参画都市宣言、伊勢市男女共同参画推進条例の理念に従い、平成 30 年 3 月に策定した第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画に掲げた施策に取り組んだ成果と、それに対する伊勢市男女共同参画審議会による評価を明らかにすることで、今後もさらに市民・事業者・教育者等と連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

2 年次報告の構成（目次）

1	はじめに	1
2	年次報告の構成（目次）	1
3	施策体系	2
4	事業総括と具体的な取組	3
	I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	
	II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
	III 働く場における男女共同参画の促進	
	IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	
	V 人権の尊重と心身の健康支援	
	VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	
5	指標	23
6	審議会による評価及び意見	28
7	資料	29
	・都市宣言	
	・基本理念	

3 施策体系

全ての人が個人として能力を十分に発揮し共に活躍できる 男女共同参画社会の実現

【基本目標】	【施策の方向】	【重点項目】
I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	①男女共同参画に関する広報・啓発の充実 ②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実 ③学校等における男女共同参画教育の推進 ④国際的視野に立った男女共同参画の推進	男女共同参画の意識普及の推進
II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	⑤市の審議会、委員会等への女性登用促進 ⑥女性職員の管理・監督職への登用促進 ⑦事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進	女性の活躍推進
III 働く場における男女共同参画の促進	⑧雇用の場における男女共同参画の推進 ⑨ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑩女性の就労・能力開発のための支援	
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	⑪家庭生活における男女共同参画の推進 ⑫地域活動における男女共同参画の推進 ⑬育児・家庭介護支援の充実 ⑭男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	防災における男女共同参画
V 人権の尊重と心身の健康支援	⑮性別に左右されない人権尊重の意識づくり ⑯生涯にわたる健康の支援 ⑰性と生殖に関する健康支援の充実	
VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	⑱暴力を許さない社会の意識づくり ⑲ドメスティック・バイオレンスへの対策 ⑳セクシュアル・ハラスメント等への対策	

施策の方向のうち、⑤～⑭は、女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置づける項目
 施策の方向のうち、⑱～⑳は、配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置づける項目

4 事業総括と具体的な取組

I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「男だから、女だから」という固定概念にとらわれることなく、その個性と能力を發揮できる社会にしていくためには、男女共同参画の意識を高めることが必要です。

市民への意識啓発としては、市民団体「NPO 男女共同参画れいんぼう伊勢」への委託により、「パートナーの日」啓発事業、映画上映会などを実施しました。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場参加人数の制限やオンライン参加を可能とするなど、これまでとは異なる方法による学習機会の提供を行いました。

また、市民ボランティアの企画編集で、広報いせへ啓発記事「めざそや！共同参画」を年3回掲載しました。

学校教育においては、性別にこだわらず自分らしく生きる教育の機会を捉え実践し、保護者へも学校たよりなどを活用した啓発を継続して進めています。また、教職員も研修を通じて男女共同参画の意識の向上に努めています。

今後も、オンラインでのイベント開催や SNS を活用した情報発信など、コロナ禍を機に導入した新たな手法を活用し、様々な年代や立場の人に向けた意識啓発を行っていく必要があります。

①男女共同参画に関する広報・啓発の充実

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
市広報紙などによる啓発	広報いせやリーフレットなどを通じた、わかりやすく実践につながる情報発信に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いせへ啓発記事「めざそや！共同参画」を年3回掲載した。 ・広報いせやホームページなどを活用し、男女共同参画に関する啓発記事やイベント情報などを提供した。 ・「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動期間」等について、広報いせ、ホームページ、行政チャンネル等で啓発に努めた。 	市民交流課 広報広聴課
パートナーの日(8月17日)の推進	「パートナーの日」のねらいを周知し、様々な場で相手を思いやる実践ができるよう啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・8月8日発行の伊勢志摩ホームニュースに新聞広告を掲載し、「パートナーの日」の周知を図った。 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)

		<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本館1階市民ホールにおいてパネル展示及び啓発物品(チラシ・ウェットティッシュ)の配布を実施したほか、市役所庁舎に啓発のための懸垂幕を設置した。(8月3日～17日) ・市職員による啓発Tシャツの着用(7月1日～8月31日) ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、毎月17日を「パートナーの日推進デー」と位置付け定時での退庁を呼びかけた。 	職員課 市民交流課
市民との協働による意識啓発	市民団体との連携を図り、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図ります。	・SDGs講座や男性の育児応援セミナーなど、市民団体と共同で男女共同参画の視点に立ったイベントを開催した。	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
定期的な意識の把握と啓発活動	男女共同参画に関する市民の意識をアンケートなどにより定期的に把握し、取組の成果を評価するとともに、新たな施策への反映を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で行う市民アンケートにおいて本計画の参考となる項目を調査した。 ・男女共同参画に関するアンケートを市民および事業所に向けて実施し、本計画の指標としている事項及び次期計画策定の基礎資料となる事項を調査した。 	市民交流課 企画調整課 市民交流課

②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
講演会、セミナーなどの開催と支援	講演会やセミナーなどを開催し、指導者の育成を進めるとともに、市民・事業者による取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs 講座の開催 (6月20日、23人参加) ・県内連携映画祭の開催 (8月8日、163人参加) ・男性の育児応援セミナー(映画上映会・ワークショップ)(県との共催) (1月16日、会場6人、オンライン3人参加) 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)

誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開設	誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開催を目指し、託児サービスの充実、開催時間の配慮、内容の工夫などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内連携映画祭について、午前と午後の2回上映とし、1回当たりの定員数を制限し、座席間隔を確保した。 ・男性の育児セミナーについて、オンラインでの参加も可能とすると共に、会場では託児サービスを実施した。 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
男性への啓発	男性に向けた取組を積極的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】男性の育児応援セミナー(映画上映会・ワークショップ)(県との共催) (1月16日、会場6人、オンライン3人参加) 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)

③学校等における男女共同参画教育の推進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
学校教育における推進	子どもたちが社会における女性の参画について正しい知識を習得するとともに、すべての子どもが自分の将来に展望を持ち、自己実現を図れるように、学校、家庭、地域などにおける男女の相互協力や男女の対等な社会参画について学ぶ教育の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校、幼稚園において、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高めて自分らしく生きる教育を実践した。 ・コロナ禍で実施不可となった職場見学の代わりに、各学校において様々な職業に触れる機会を設定した。 ・家庭科、学活などを通して、「意識・慣習」「家事労働」の視点で考える授業を実践した。 	学校教育課
人権教育の推進	子どもたちが、様々な人権問題を自分の生活や生き方と重ね合わせて考え、すべての人の人権尊重に向けて、実践行動に移していけるように人権学習の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区を単位として小中学校にて授業交流を実施し、人権学習の充実に努めた。 ・市内10中学校区のうち5中学校区を研究指定校区に指定した。 	学校教育課

教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実	学校・幼稚園・保育所などの教育・保育の場において、子どもたちと直に接する教職員や保育士などを対象とした研修の機会を充実し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	・各学校や園単位で、県教委作成のリーフレットや国等の資料を活用した研修を実施した。	学校教育課
保護者への推進	学校行事、PTA活動などを通じて、保護者や地域に男女共同参画の理念がさらに広がるよう取組を進めます。	・学校たよりなどを活用した啓発を行った。	学校教育課
メディア・リテラシーの向上	成長途中の子どもの人格形成に大きな影響力をもつメディアに対し、正しく情報を判断し、活用できる能力の育成に努めます。	・市内小中学校において、インターネット掲示板等の危険性やトラブル・健康被害に対する予防・対応などに関する情報モラル教育を実施した。また、保護者や教職員向けの情報モラル講座を開催した。	教育研究所

④国際的視野に立った男女共同参画の推進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
国際社会の情報の収集、提供	男女共同参画に関する国際的な情報を収集し、必要に応じ提供を行います。	・SDGs 講座の開催や、市広報における男女共同参画に関する国際的な指数(ジェンダーギャップ指数)についての情報提供を行った。	市民交流課
多文化共生の推進	日本と外国の歴史・文化や生活習慣、言葉を学ぶ機会をつくります。	・国際交流協会において「いせ国際交流日本語スピーチ大会」を開催し、市内及び周辺地域に暮らす在住外国人に国際交流・多文化共生について日本語で発表する機会を提供した。また、同大会に一般観覧者を募集することにより、市民の異文化理解と国際感覚の醸成を促進した。(12月18日、13人参加、43人観覧)	

II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

あらゆる分野で主体的に活躍している女性が増えてきました。しかしながら、企業の管理職や団体の代表など、政策・方針決定の場にはまだまだ少ない状況です。周囲の男性の意識改革に加え、女性の行動力が必要です。

市の委員会、審議会などの女性委員の登用状況については、所属長宛の文書による促進を行うとともに、登用を推進するために協議を重ねました。

今後さらに男女双方への意識啓発と、女性の人材育成に取り組む必要があります。

①市の審議会、委員会等への女性登用促進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
女性委員の積極的登用	市の委員会、審議会などの女性委員が40%以上となることを目標とします。また、女性委員がいない委員会などの解消を目指し関係各課に積極的に働きかけ、女性の登用を推進します。	・庁内各課へ書面により要請を行った。特に女性委員がいない附属機関については、肩書やポストなど慣行による委員の選任を見直し、対象者の範囲を広げるなどの対応について明記した。 (4月8日)	市民交流課 (各課)
	委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大など、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます。	・女性登用の目標達成が困難な場合は、担当課と事前に協議を行い、登用拡大に努めた。	市民交流課 (各課)
女性人材の把握と活用	女性の登用を進めるため、女性人材の育成・把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。	・女性の人材を育成するためには、女性が抱える様々な課題や不安を解消し、働くことへのモチベーションアップ、スキルアップにつながるセミナーを開催し、育成、把握に努めた。	市民交流課

②女性職員の管理・監督職への登用促進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
女性職員の積極的登用	女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることを目指し、女性職員の管理・監督職への登用を進めます。	・令和4年4月1日付異動において、女性職員の新たな登用を次長級1人、課長級2人、課長補佐級7人、係長級11人行った。 (※)	職員課
	あらゆる部署に男女がバランスよく配置されるような職員配置を目指します。	・男女バランスのほか、所属での業務内容・年齢構成・経験年数などを考慮した配置を実施した。	職員課

(※) 【参考】 係長級以上の職員：男性 68.4% (294人)、女性 31.6% (136人)

係長級以上の女性職員は、前年比 1.2%増 (2人増)

③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進	市内事業者の方針決定の場へ女性の意見が反映されるよう、女性職員の管理・監督職への登用を働きかけます。	・市内 15 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りを行うとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画推進を踏まえ啓発に取り組んだ。(訪問期間:11月4日～11月16日)	市民交流課
地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進	地域活動団体等の会則や規約に、方針決定の場に男女が偏らず参画することを盛り込むよう働きかけます。	・まちづくり協議会の代議員に女性の参画が増えるよう働きかけた。 ・自治会や地域における男女共同参画の推進をテーマに、総連合自治会においてリーダー研修を開催した。(11月15日、13人参加)	市民交流課

Ⅲ 働く場における男女共同参画の促進

働く場における男女共同参画の促進に関しては、女性の登用状況、休暇制度などの現状を把握するため企業訪問を実施しました。また、コロナ禍により暮らしと働き方の見直しを求められる中で、女性が働き続けていくために必要な知識である『お金』と『時間』をテーマにしたセミナーを開催しました。

さらに男女共同参画の推進に優れた取組をしている事業者を表彰しました。

企業訪問の結果から、男女共同参画の推進に積極的な企業がある一方で、必要性は理解しているが実際の取組は困難であると考えている事業者もいることが分かりました。

男女が共に生き生きと働くことができる社会を目指し、男女共同参画推進に向けた意識の向上を、事業主と従業員双方に働きかけていく必要があります。

①雇用の場における男女共同参画の推進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
関係法令などの広報、啓発など	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法などの趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進などにおける男女平等の実現を目指します。また、育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着を図り、必要な時に取得できるよう働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得に関する措置のリーフレットを所管施設に設置し、啓発を行った。 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内 15 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りを行うとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画推進を踏まえ啓発に取り組んだ。(訪問期間:11月4日～11月16日) 	商工労政課 人権政策課 市民交流課
女性雇用の促進と企業における管理職などの意識啓発	男女共同参画社会の実現のために、条例で定めた「事業者が果たすべき役割」の周知に努め、女性が社会参加し、実力を発揮する場としての就労機会の拡大を関係機関と連携し、企業などへ働きかけます。	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内 15 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情 	人権政策課 市民交流課

		報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:11月4日～11月16日)	
--	--	--	--

②ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
ワーク・ライフ・バランスの推進のための広報・啓発	仕事と育児・介護の両立を支援することの必要性について、事業所などに向けて発信します。また、男性職員の育児・介護休暇の取得促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の時間単位取得促進、計画的付与制度の紹介記事を広報いせに掲載した。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者を募集し表彰した。 【仕事と生活の調和実践賞】 株式会社 堀崎組	商工労政課 市民交流課
	事業主、従業員共に、男性中心型労働慣行の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。	【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内15企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:11月4日～11月16日) ・「仕事・結婚・子育ての希望を叶える若者応援ブック」を作成し、大学生の結婚・子育て・仕事観やニーズと共にワーク・ライフ・バランスの導入についてまとめ、「いせむすび」登録企業を中心に配布した。 	市民交流課 人権政策課

③女性の就労・能力開発のための支援

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
女性の起業への支援	起業する女性に対して、関係機関と連携しながら、必要な情報を提供するとともに、相談に応じるなどの支援を行います。	<p>・伊勢市産業支援センターにおいて「女性による女性のための起業セミナー等」を実施した。</p> <p>①第1回女性起業セミナー&座談会 (7月9日、13人参加)</p> <p>②第2回女性起業セミナー&座談会 (10月15日、10人参加)</p> <p>③第3回女性起業セミナー&座談会 (2月15日、12人参加)</p>	商工労政課
再就職の支援	出産・育児、介護などにより離職し、再就職したい意欲のある人に対する支援を、関係機関と連携して行います。	<p>・働く意欲のある女性を対象に、応募書類の書き方や面接の留意点などに関する講義やハローワーク、ポリテクセンターの紹介を行い、就職に向けて意識を高めさせていただくセミナーを開催した。</p> <p>(11月24日、11人参加)</p>	商工労政課
女性が個性と能力を發揮できるような職場環境の推進	女性が安心して健康に働き続けることができる職場環境づくりを事業所に働きかけていくとともに、働くことを希望する女性に対しては、研修受講などの機会を創出します。	<p>・女性が仕事と家庭を両立し、働き続けていくために必要な知識やスキルとして、お金と時間の活用術に関するオンラインセミナーを開催した。</p> <p>(2月5日、2月19日 計66人参加)</p> <p>【再掲】</p> <p>・市内15企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取</p>	市民交流課

		り組んだ。(訪問期間:11月4日～11月16日)	
家族経営の労働条件の改善	農業など家族経営に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう、労働条件の改善を働きかけます。	・認定農業者の認定更新時における相談会にて家族経営協定を紹介し、締結を勧めた。(令和3年度締結数2件、計11件)	農林水産課
ハラスメント防止対策	性別による差別的取り扱いや、出産・育児などによる不利益をこうむらないように事業所などに働きかけを行います。	【再掲】 ・市内15企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:11月4日～11月16日)	市民交流課

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭・地域では固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、「しきたりや慣習」を見直すことは大変困難なことのようには思われます。しかし、家族構成やライフスタイルなどが多様化している現代では、性別で役割を固定するのではなく、男性も女性も家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、自らの意思で生き方を選択できる社会の実現が求められます。

家庭に向けた取組として、男性の育児参加をテーマとしたイベントの開催や、介護予防知識の普及、保育サービスや放課後児童クラブによる支援などを行い、家庭における男女共同参画を啓発しました。

地域への取組としては、自治会や地域における男女共同参画の推進をテーマに、総連合自治会においてリーダー研修を開催しました。しかし、避難所運営マニュアル作成において新型コロナウイルスへの対策を至急進める必要があったため、男女共同参画の視点の重要性にまで議論が及ばなかったことなどから、今後の取組において検討していく必要があります。

①家庭生活における男女共同参画の推進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
家庭生活における啓発	家事、育児、介護などの家庭における活動について男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識を高めるため普及啓発を進めます。	【再掲】 ・男性の育児応援セミナー(映画上映会・ワークショップ)(県との共催) (1月16日、会場6人、オンライン3人参加)	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
	男性の家事・育児・介護参加を促進します。		

②地域活動における男女共同参画の推進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
地域活動における啓発	自治会やまちづくり協議会など地域活動への積極的な参加を促すとともに、性別にこだわらず責任のある立場を担う意識づくりを進めます。	・まちづくり協議会の役員などの選出時に女性委員を積極的に登用するよう働きかけた。 【再掲】 ・自治会や地域における男女共同参画の推進をテーマに、総連合自治会においてリーダー研修を開催した。(11月15日、13人参加)	市民交流課
	固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、取り決めなどを見直すよう働きかけます。		

③育児・家庭介護支援の充実

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
公的サービス等の周知と充実	介護保険制度や公的保健福祉サービスの周知徹底により、女性に偏りがちな介護等の負担軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度について広報いせへの掲載やパンフレットを利用し市民への周知に努めた。 ・65歳以上の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及と啓発を実施。(11回 258人) 	介護保険課 健康課
	多種多様な保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターを充実させて、親が安心して育児と仕事を両立できるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育(11施設)、休日保育(2施設)、一時保育(5施設)を実施した。 ・放課後児童クラブ(35か所:公設9民設26)の委託運営やファミリーサポートセンター事業の実施 	保育課 子育て応援課

④男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
男女共同参画の視点に立った防災活動	災害への備えに対する知恵や避難所運営などには女性の視点や女性の活動が不可欠であり、その必要性や具体的な手法について、研修会や防災講習会などを通じて伝え、女性の参画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に女性の役割として割り当てられることが多い「炊き出し」について男性の理解も深めるために伊勢市防災大学で防災食クッキングを学ぶ講座を開催した。(2月20日、会場23人、オンライン15人参加) 	危機管理課 市民交流課
	避難所運営マニュアル作成時には、性別に配慮した避難所運営を実施するため、男女共同参画の視点に立った検討体制を提案します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルを検討している地域はあるものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、中止または、会議の機会が減少し、男女共同参画の観点にまで議論が至らなかった。 	危機管理課

V 人権の尊重と心身の健康支援

性別に左右されない人権尊重の意識づくりでは、広報いせやリーフレットを通じた啓発のほか、「いせ人権映画祭」における LGBT をテーマとした映画の上映などを実施しました。また、生涯にわたる健康の支援として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活困窮など様々な困難や不安を抱えた女性への生理用品の無償配布を通して、必要に応じ生活困窮の相談につなげる体制の充実を図りました。さらに女性の健康支援として、パネル展示やリーフレット配布による啓発、健康教育などを行いました。安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス（子育て世代包括支援センター）」を拠点に、母子コーディネーター（保健師）や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図りました。妊娠初期からの不妊不育治療を行っている夫婦に対しては、治療にかかる費用（医療費）の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図りました。さらに、若い世代に対しては性に関する正しい知識と理解を深めるため、学校教育において性的マイノリティについて正しい理解を促すための講演会を実施しました。

男女共同参画を進めていく上で、人権意識は欠かせません。性別や年齢にかかわらず、人として尊重され、心身ともに健康に暮らすことができる社会を目指すための取組を、今後も継続して進めていく必要があります。

①性別に左右されない人権尊重の意識づくり

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
性別に左右されない人権尊重の意識づくり	社会に根強く残っている男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女が対等な立場で協力し、責任を持ち、お互いをよきパートナーとして認め合い、自分らしく行動できる環境づくりに努めます。	・広報いせやパンフレットを通じて「女性の人権」について啓発を実施した。 【再掲】 ・男性の育児応援セミナー（映画上映会・ワークショップ）（県との共催） （1月16日、会場6人、オンライン3人参加）	人権政策課 市民交流課 （れいんぼう伊勢）
人権意識に基づく個人の尊重	男女がともに尊厳を持ち、認め合い、理解することで、人権尊重の意識を高め、一人ひとりが自由に能力を発揮して活躍できる社会の実現を進めます。		
LGBTに関する理解促進	LGBTに関する情報提供や理解を深めるための学習機会の充実に努めます。	・LGBTをテーマとした人権映画祭の参加作品を行政チャンネルで放送した。（期間：3/5～3/11）	人権政策課

②生涯にわたる健康の支援

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
保健事業の充実	健康教育、健康や性に関する相談、訪問指導などの保健事業の充実に努め、生涯を通じた健康づくりを支援します。ライフステージに応じた健康問題や、更年期障害などの加齢による健康問題について正しい知識等の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児健診の際、女性がん、生活習慣病に関するパネル展示、リーフレットの配布による情報提供を行った。 ・3月の「女性の健康週間」では健康テラスに女性の健康に関するコーナーを作り、リーフレットの配布やCATVによる啓発を行った。 	健康課
		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における女性の負担軽減のため、さまざまな事情で生理用品の購入が困難な女性への生理用品の無償配布を通じ、生活困窮の相談につなげる体制の充実を図った。 <p>配布場所 市内 18ヶ所 配布数 226 個</p>	生活支援課

③性と生殖に関する健康支援の充実

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
女性の健康についての理解促進	妊娠・出産期の女性の健康・家族計画についての理解促進のため、妊産婦への情報提供の機会を充実します。また、男性の理解促進、育児参加を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス(子育て世代包括支援センター)」を拠点に、母子コーディネーター(保健師)や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図った。(ママ☆ほっとテラス来所者数 1,229 人) ・パパとママの教室時、母子健康手帳交付時に、妊娠期に起こりやすい貧血予防や禁煙指導など健康に関する啓発を実施した。(教室参加者 175 人、個別沐浴指導:10 人、母子手帳交付者 725 人) 	健康課

		<ul style="list-style-type: none"> 産後は助産師による母乳や育児に関する相談事業を実施した。(おめでとうコール 719 人、おっぱい相談会 149 人) <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の育児応援セミナー(映画上映会・ワークショップ)(県との共催) (1月16日、会場6人、オンライン3人参加) 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
性に関する正しい知識の普及啓発	性に関する正しい知識と理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 保健体育科保健分野での学習及び道徳や学活を活用した授業を実践した。 性的マイノリティについて、正しい理解のために講演会を実施した。 	学校教育課
不妊不育に悩みを抱える男女の支援	「不妊不育治療医療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。また、相談センターの紹介、情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 不妊不育治療費の一部助成を行い経済的な負担の軽減を図った。 (一般不妊治療:81人、特定不妊治療106人、内不育治療5人) 上記事業の周知に加え、不妊不育治療に関する相談センターや研修(県主催の不妊治療と仕事の両立)等の啓発を行った。 	健康課

VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から振られる暴力。以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメントや、虐待行為など、あらゆる暴力は女性や子ども、高齢者や障がい者など弱い立場にある人が被害者となる場合が多く、表面化しにくい傾向にあります。その背景には男性が女性を、上司が部下を、大人が子どもを、強い立場にある人が弱い立場にある人を、守るのではなく支配することを容認してきた社会意識があることが指摘されています。こうした強者優位の社会意識を変え、暴力はいかなる理由があろうとも許されるものではないとの認識を確たるものにする必要があります。

広報いせやパネル展示、リーフレットの配布などによる啓発に加え、虐待の早期発見・保護を図るための担当者による会議開催や専門職員への啓発と協力要請を行ったほか、常勤の女性相談員を配置し、各関係機関と連携して支援する相談体制を構築しました。また、DV被害者支援に関しては、関係部署の担当者と研修会を開催し、適切な事務の取扱いに関して情報共有を行い、DV被害者からの申出による住所情報の保護に市役所一体となって取り組みました。

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶のためには、暴力を許さない社会の意識づくりに向けて、啓発活動や取組を進めていく必要があります。

②ドメスティック・バイオレンスへの対策

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
DVについての正しい知識、認識の啓発	DVを許さない社会をつくるために、DVに対する正しい知識・認識を持ってもらうよう、効果的な情報発信を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の中には、自身が受けているものが暴力であると理解していない場合もあるため、DV相談を通じて、DVに対する正しい理解について周知した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し窓口へのリーフレットの配架及び民生委員への配布を行った。 ・広報いせやホームページ、リーフレットを通じて、相談窓口の情報を発信した。 	子育て応援課
	DV被害者に対して、相談・支援体制などに関する情報提供を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした男女共同参画に関するアンケート用紙を送付する際、DV等の相談窓口一覧を同封し、周知を図った。 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、広報いせへの情報掲載、ケーブルテレビにおける啓発放送や、市役所本館1階市民ホールにおけるパネル展示、啓発物品の配布などを行った 	市民交流課 市民交流課 (れいんぼう伊勢)
相談体制の整備・充実	こども家庭相談センターを中心に女性相談員、警察、学校、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を強化し、DV被害者が、相談しやすい体制の整備、充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員を配置し、各関係機関と連携した相談・支援体制を構築した。 ・相談しやすい体制の強化を図るため、毎月2回、相談窓口の延長日を設けた。 	子育て応援課

被害者の自立支援	DV被害者が加害者から逃れ、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、様々な方策の活用による自立支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者が安心した生活が送れるよう助言し、関係機関と連携して支援策を検討した。 	子育て応援課
	DV被害者から住民基本台帳事務などにおける支援措置申出があった場合は、市の関係部署で情報を共有し、被害者の安全確保に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・住所保護の申出への対応 ・支援措置申出があった場合は市の住所情報を扱う関係部署と情報共有した。 ・DV被害者の方へ、新たな基礎年金番号付番等の措置を講じてもらうため、年金事務所への届出をするよう勧奨した。 ・DV被害者から住民基本台帳事務などにおける支援措置申出があった場合は、課内で情報を共有し、被害者の安全確保に取り組んだ。 	<p>戸籍住民課 市民交流課</p> <p>医療保険課</p> <p>(各課)</p>

③セクシュアル・ハラスメント等への対策

施策	内容	令和3年度の具体的な取組	実施部署
セクシュアル・ハラスメント、ストーカ行爲についての正しい知識、認識の啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカ行爲を防止するため、雇用の分野のほか、地域や日常生活の場においても発生することなど、正しい知識と認識の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談を通じて、セクシュアル・ハラスメントやストーカ行爲に対する正しい理解を周知した。 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、広報いせへの情報掲載、ケーブルテレビにおける啓発放送や、市役所本館1階市民ホールにおけるパネル展示、啓発物品の配布などを行った 	子育て応援課 市民交流課 (れいんぼう伊勢)
若年層の女性に対する性的暴力の周知啓発	AV 出演強要や「JKビジネス」問題などの女性に対する暴力を防止するため、注意喚起や相談窓口の周知を図ります。	【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、広報いせへの情報掲載、ケーブルテレビにおける啓発放送や、市役所本館1階市民ホールにおけるパネル展示、啓発物品の配布などを行った。 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)

■成果目標に係る数値の推移

次ページからの表は、第3次伊勢市男女共同参画基本計画において、基本目標ごとに掲げた成果目標について、計画策定時である2017（H29）年度から2021（R3）年度に至るまでの毎年度の実績値と、計画目標年度である2022（R4）年において達成を目指す第3次計画目標値を一覧表としてまとめたものです。2017（H29）年度と2021（R3）年度については男女共同参画に関する意識調査を、市民と事業所それぞれに対して実施しました。2018（H30）年度から2020（R2）年度については、毎年実施している市民アンケートのうち男女共同参画に関する設問の結果を使用しています。これらの調査は、発送部数や対象者の抽出方法、質問内容を合わせる形で実施しましたが、回答数や傾向に違いが見られました。

各目標項目に関する数値の下に括弧で示している数値（人数）は、市民意識調査などでその項目に回答した人の総数を示しています。そのため、例えば「市民意識調査における『男は仕事、女は家庭』への否定率（男女全体）」では、回答者数1,096人のうちの52.3%が『男は仕事、女は家庭』という考え方を否定（回答欄で「そう思わない」または「あまりそう思わない」と回答）したということになります。

「前年度の比較」では、各年度の数値が、前年度の数値よりもどれだけ増減しているかを表しています。

「達成率」は、第3次計画目標値を100としたときに、各年度の実績値が占める割合を示したものです。また、男女の平等感については各年度の値を目標値である50%により近づけることを目指しているため、達成率ではなく「目標値と各年度の値の差」を示しています。

目標項目の中には、達成率が100%を超えているものもありますが、これらについては令和2年度第2回審議会での審議により、そのまま目標年度まで同水準を保つことを目標とすることとしています。

(▲ 増加、 ▼ 増減なし、 △ 減少)

目標項目	2022年度 第3次計画目標値	2017(H29)年度 計画策定時	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率(男女全体) ※(): 回答者の総数	70.0%	52.3% (1,096人)	73.1% (1,523人)	76.2% (1,543人)	76.5% (1,765人)	63.3% (1,369人)
前年度との比較	—	—	20.8% ▲	3.1% ▼	0.3% ▼	-13.2% △
達成率	—	—	104.4%	108.9%	109.3%	90.4%
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率(10代) ※(): 回答者の総数	80.0%	62.2% (90人)	79.6% (54人)	87.0% (46人)	94.4% (54人)	75.0% (28人)
前年度との比較	—	—	17.4% ▲	7.4% ▼	7.4% ▼	-19.4% △
達成率	—	—	99.5%	108.8%	118.0%	97.2%
市民意識調査における「パートナーの日」を知っている人の割合 ※(): 回答者の総数	30.0%	8.7% (1,096人)	10.7% (1,532人)	14.8% (1,553人)	12.7% (1,767人)	36.3% (1,291人)
前年度比	—	—	2.0% ▲	4.1% ▼	-2.1% △	23.6% ▼
達成率	—	—	35.7%	49.3%	42.3%	121.0%
市の審議会、委員会などへの女性の登用率 ※(): 委員数の合計	40.0%	21.9% (986人)	22.6% (910人)	22.8% (974人)	22.9% (979人)	24.7% (918人)
前年度との比較	—	—	0.7% ▲	0.2% ▼	0.1% ▼	1.8% ▼
達成率	—	—	56.5%	57.0%	57.3%	61.8%

※2017(H29年度)・2021(R3)年度：男女共同参画に関する意識調査結果、2018(H30)年度～2020(R2)年度：市民アンケート(毎年実施)結果

目標項目	2022年年度 第3次計画目標値	2017(H29)年度 計画策定時	2018(H30)年 度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
係長級以上の女性職員の割合 ※()：該当する職員の総数	35.0%	29.5% (397人)	29.6% (412人)	29.6% (422人)	29.4% (439人)	30.4% (441人)
前年度との比較	—	—	0.1%・	0.0%・	-0.2%	1.0%
達成率	—	—	84.6%	84.6%	84.0%	86.9%
市民意識調査における「賃金」に対する 男女平等感について、女性の回答のうち 「男性が優遇」「どちらか」と男 性の比率 ※()：回答者の総数	50.0%	68.4% (642人)	57.9% (465人)	60.9% (473人)	54.5% (554人)	35.7% (370人)
前年度との比較	—	—	-10.5%	3.0%	-6.4%	-18.8%
目標値と各年度の値の差	—	18.4%	7.9%	10.9%	4.5%	-14.3%
市民意識調査における「人事配置や昇進」 に対する男女平等感について、女性の回 答のうち「男性が優遇」「どちらか」と 男性」の比率 ※()：回答者の総数	50.0%	71.6% (642人)	62.4% (473人)	66.6% (473人)	63.9% (556人)	51.1% (364人)
前年度との比較	—	—	-9.2%	4.2%	-2.7%	-12.8%
目標値と各年度の値の差	—	21.6%	12.4%	16.6%	13.9%	1.1%

※2017(H29年度)・2021(R3)年度：男女共同参画に関する意識調査結果、2018(H30)年度～2020(R2)年度：市民アンケート(毎年実施)結果

目標項目	2022年年度 第3次計画 目標値	2017(H29)年度 計画策定時	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
ワーク・ライフ・バランスなどに取り組んでいる企業数(みえの働き方改革推進企業登録制度の市内登録企業数)	35社	6社	9社	12社	14社	16社
前年度との比較	—	—	3社▲	3社▲	2社▲	2社▲
達成率	—	—	25.7%	34.3%	40.0%	45.7%
市民意識調査における「男女の地位の平等(家庭生活)」について「平等」と考える人の割合 ※ () : 回答者の総数	40.0%	28.0% (1,096人)	42.5% (1,509人)	44.6% (1,521人)	45.6% (1,748人)	32.0% (1,342人)
前年度との比較	—	—	14.5%	21.0%▲	1.0%▲	-13.6%◁
達成率	—	—	106.3%	111.5%	114.0%	80.0%
避難所運営マニュアル策定の地域数	6地域	2地域	2地域	5地域	6地域	6地域
前年度との比較	—	—	策定なし	3地域	1地域▲	策定なし
達成率	—	—	33.3%	83.3%	100%	100%
まちづくり協議会における代議員の女性 参画率 ※ () : 代議員数の合計	40.0%	18.2% (963人)	18.5% (1,019人)	18.7% (1,022人)	19.7% (1,023人)	19.6% (1,003人)
前年度との比較	—	—	0.3%▲	0.2%▲	1.0%▲	-0.1%◁
達成率	—	—	46.3%	46.8%	49.3%	49.0%

※2017(H29年度)・2021(R3)年度：男女共同参画に関する意識調査結果、2018(H30)年度～2020(R2)年度：市民アンケート(毎年実施)結果

目標項目	2022年度 (第3次計 画目標値)	2017(H29)年度 計画策定時	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
女性の人権に関する市民講座等の開催 前年度との比較	5	1	1	1	1	0
達成率	—	—	前年度と同じ	前年度と同じ	前年度と同じ	開催なし
セクハラ防止対策をしている事業所の 割合	60.0%	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%
前回(2017年度)との比較	—	—				74.6%
達成率	—	—				34.6% ↗
DV被害者のうち相談した人の割合	80.0%	49.3%				124.3%
前回(2017年度)との比較	—	—				48.1%
達成率	—	—				-1.2% ↘
	—	—				60.1%

※2017(H29年度)・2021(R3)年度：男女共同参画に関する意識調査結果、2018(H30)年度～2020(R2)年度：市民アンケート(毎年実施)結果

6 審議会による評価及び意見

昨年の報告書において挙げられていた新型コロナウイルスの影響による課題への対応など、令和3年度の具体的取組について、審議会として一定の評価ができる。目標を達成するためには、各分野においてさらなる工夫と取組の推進が必要である。また、取組内容・結果について市民に分かりやすく周知することや、先進的な取組事例の紹介、提案、ロールモデルを見つけてその取組を示すなど、新たな周知・啓発方法についても検討されたい。

7 資料

伊勢市男女共同参画都市宣言

私たちは、美しい自然と豊かな文化に恵まれ、古くより"お伊勢さん"と親しまれたこのまちを誇りとし、男女が性別を超え、世代を超え、人として尊重しあい、喜びも責任も分かちあい、共にいきいきと自分らしく生きることのできる伊勢市をめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊勢市男女共同参画推進条例における基本理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。

2 社会における制度等の見直し

男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と仕事等その他の活動の両立

男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。

5 国際的協調

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

2021年(令和3年)度版

伊勢市男女共同参画基本計画実施状況報告書

令和4年8月発行

伊勢市環境生活部市民交流課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL : 0596-21-5513 FAX : 0596-21-5642

E-mail : kouryu@city.ise.mie.jp